

令和6年度ものづくり産業広報誌発行業務に係る 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施するものづくり産業広報誌発行業務を委託するに当たり、業務の企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約予定者を決定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

富県躍進を目指し、県内産業の持続的な成長促進を図るために、製造業を中心とするものづくり産業の一層の振興が必要不可欠であり、その根幹となる優秀な人材の確保が県内企業にとって課題となっている。

このため、県内の優れた企業への理解を深め、製造業を志向する人材の確保に資することを目的として、主に就職活動を控えた高校生等を対象に県内ものづくり企業で活躍する若手技術者等を紹介する広報誌を作成及び配布するものである。

2 業務内容

(1) 委託業務の内容

「令和6年度ものづくり産業広報誌発行業務」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月26日まで

(3) 事業費（委託上限額）

15,514,620円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを確約するものではない。

※消費税及び地方消費税については10%相当額で計上するものとする。

3 企画提案に応募できる事業者

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

- (1) 宮城県に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各号に該当する者でないこと。
- (3) 「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」第3条に基づく資格制限を受けていない者であること。
- (4) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。

4 スケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告 令和6年4月 3日（水）
※宮城県出納局契約課及び宮城県経済商工観光部産業人材対策課のホームページに掲載
- (2) 事業実施に関する質問受付 令和6年4月 3日（水）から
令和6年4月10日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 質問に対する回答 令和6年4月12日（金）
- (4) 企画提案書の提出締切日 令和6年4月22日（月）午後5時まで（必着）
- (5) 第一次審査（応募者が4者を超えた場合） 令和6年4月23日（火）
- (6) 第一次審査の結果通知（応募者が4者を超えた場合） 令和6年4月23日（火）
- (7) 企画提案書のプレゼンテーション実施（予定） 令和6年4月25日（木）
- (8) 選定事業者及び落選事業者の発表（予定） 令和6年4月26日（金）
- (9) 契約締結（予定） 令和6年5月上旬

5 業務に関する質問受付及び回答

本業務に関する質問については、次により質問書（様式第1号）を提出すること。

なお、口頭及び電話による質問については受付しない。

- (1) 受付期間 令和6年4月3日（水）から令和6年4月10日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班
- (3) 提出方法 質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出する。
電子メールアドレス sanzinp@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 回答 受付期間内に到着した質問に対する回答は、令和6年4月12日（金）までに本県公式ウェブサイトの産業人材対策課のホームページにおいて公表する。
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年4月22日（月）午後5時まで（必着）とする。
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出先 〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎14階（北側）
宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班
- (4) 提出書類
- イ 企画提案届出書（様式第2号） 1部
- ロ 企画提案書 10部
- （イ）規格はA4判とする。
- （ロ）表紙を付け、表紙には提案事業者の名称を記載すること。
- （ハ）各ページに通し番号を付すること。
- （ニ）片面印刷で30ページ以内とすること。なお、表紙及び目次はページ数に含まない。
- （ホ）企画提案書は、仕様書に掲げる内容を踏まえ、おおむね下記の事項について記載するほか、
本業務の適切な遂行に向けたアピールポイントを明記するよう努めること。

①取組の基本方針等

基本理念、現状把握、課題分析、必要性、期待される効果等

②取組の実施計画

取組の具体的な内容及び取組に対する成果指標

③取組の効果向上のための創意・工夫、評価・検証

④実施体制及び工程等

実施体制、連携・協力体制、人員配置、スケジュール及び過去の経験・実績等

⑤その他、独自の提案

(ヘ) 企画提案に併せて、当該内容に基づくサンプル動画を作成して提出することも可能とするものとする。ただし、サンプル動画の作成は必須ではない。

なお、サンプル動画を作成する場合には、登場人物の肖像権等の許諾を得ていること。

また、動画の保存形式は新たに再生ソフトウェア等をインストールすることなくパソコンで再生できるものとし、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。

ハ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号） 1部

ニ 事業経費参考内訳書（任意様式） 1部

(5) 留意事項

イ 以下を企画提案における必須要件とする。

(イ) 広報誌・動画にはものづくり企業の若手技術者を複数名起用すること。

(ロ) 企画提案は、広報誌・動画・情報発信を一括して提案すること。

(ハ) 成果品に係る著作権は発注者に譲渡すること。

ロ 以下を企画提案における期待要件とする。

(イ) 県内ものづくり産業・企業へ興味関心を持つような構成、演出、表現等。

(ロ) ものづくり企業で働く魅力が伝わる内容。

(ハ) キャリア教育の面でも活用しやすい内容。

(二) 県内への就職を希望する高校生等が広報誌を閲覧するような、効果的な情報発信方法・広報手段

(ホ) 本業務の効果をさらに高めるための方法等、独自の提案。

(6) 提出後の変更等

提出された書類等については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類等は、一切返却しない。

(7) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本実施要領に従っていない場合

ハ 下記7(4)に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

ニ 同一の団体等が、2つ以上の企画提案書を提出した場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

ヘ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94

条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(8) その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- ロ 企画提案書の再提出は、認めない。
- ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

7 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定

応募のあった事業の企画提案書を、令和6年度ものづくり産業広報誌発行業務公募型プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を評価基準等に基づき審査し、各委員が採点し、順位点最上位の事業者1者を契約予定者として選定する。

ただし、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に達する企画提案者がない場合は、契約予定者を選定しない。また、各委員が採点した順位点が同点の者が複数いる場合は、選定委員間の協議により契約予定者を選定する。

なお、応募者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類による第一次審査を実施し、順位点上位4者を選定する。

(2) 評価基準等及び配点

次の評価基準等及び配点（合計100点）により行うものとする。

イ 全般（配点15点）

本事業趣旨の理解

ロ 企画・構成（配点70点）

（イ）ものづくり産業・企業への興味・関心の向上

（ロ）ものづくり企業で働く魅力の発信

（ハ）キャリア教育での活用

（二）効果的な情報発信・広報手段

（ホ）自由提案

ハ 業務遂行能力関係（配点15点）

（イ）業務遂行能力

（ロ）積算内訳

(3) 企画提案者が4者を超えた場合の第一次審査及び結果通知

本業務に企画提案しようとする事業者が4者を超えた場合は、令和6年度ものづくり産業広報誌発行業務公募型プロポーザル方式等選定委員会設置要領（以下「選定委員会設置要領」という。）に基づき企画提案書の第一次審査を行い、順位点上位4者の企画提案書を選定する。

イ 第一次審査の実施日

令和6年4月23日（火）

ロ 第一次審査の実施方法

選定委員会が評価基準等に基づいて審査し、順位点上位4者を選定する。

ハ 第一次審査の結果通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

(4) 企画提案者のプレゼンテーションの実施

事前に提出された企画提案書に基づき、選定委員会設置要領に定める選定委員に対し、プレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは提出者ごとに行う。

イ プrezentation実施日（予定）

令和6年4月25日（木）※開始時間は別途通知する。

ロ 実施会場

宮城県庁内会議室（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）※詳細は別途通知にて案内する。

ハ 実施方法

（イ）出席者は、1事業者につき3名以内とする。

（ロ）1事業者当たりの持ち時間は45分以内（説明30分、質疑応答15分）とし、県から指示した時間で順次、個別に行うものとする。

（ハ）プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書に基づいて行うことし、当日の追加資料の配布、資料の差し替え等は認めない。

（ニ）プレゼンテーションの会場には県で大型モニター又はプロジェクターを用意するので、パソコンを持参して説明することも可とする。

ニ 審査結果の通知

企画提案書及びプレゼンテーションにより、あらかじめ定めた評価基準等に基づいて各選定委員が審査を行い、採点し、順位点最上位1者を選定する。選定された事業者には決定通知を、落選した事業者には落選通知を書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部産業人材対策課ホームページにて公表する。

なお、選定理由に関する質問には応じない。

8 委託契約の締結について

原則として、選定委員会で選定された事業者を契約予定者として、本業務を委託するものとする。県は、選定した契約予定者と別途見積りを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された事業者が業務委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を契約予定者として、業務委託契約を締結するものとする。

また、委託業務の実施に関しては、契約予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、実際の業務内容や進め方については、隨時県と協議して決定する。

9 注意事項

（1）企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

（2）県と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上、決定するものとする。

なお、協議が整わない場合は、受託事業者を変更することがある。

（3）企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めがある。

（4）委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上、県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。

(5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合等、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することがある。

10 問い合わせ先及び書類提出先

宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班

住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2764

メールアドレス：sanzinp@pref.miyagi.lg.jp